

療育手帳 申請から交付までの流れ

申請の前に

- ・市役所障がい福祉課に問い合わせ、担当者と申請手続きの日程を決めてください。
(TEL 0283-20-3025)



申請

- ・申請に必要な書類をそろえ、市役所障がい福祉課で申請をしてください。その際、成育歴や生活状況についてお聞きするため、1時間半程度の面談があります。
- ・栃木県障害者総合相談所(18歳未満は県南児童相談所)での判定日を決めます。



判定(面接)

- ・栃木県障害者総合相談所(18歳未満は県南児童相談所)で、面接・検査・判定を受けます。(所要時間:2~3時間)



手帳の作成

- ・判定後、県で療育手帳が作成されます。



手帳交付

- ・県から市役所へ手帳が届きます。その後、市役所から通知を郵送いたしますので、窓口までお越しいただき、交付となります。